

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
9月13日  
(火曜日)

## 目次

○告示  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課)……………



### 山口県告示第二百八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県山口警察署庁舎電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県山口警察署庁舎電気設備工事

- (一) 工事場所 山口市吉敷下東四丁目三二八一番地五
- (二) 工事の概要

構造及び規模	鉄骨鉄筋コンクリート造地上四階建 延べ面積 六、一七二平方メートル
工事内容	電力設備工事一式 受変電設備工事一式 通信・情報設備工事一式

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年九月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(電気工事の数値が九百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十月三日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十月十九日までに発送する。

四 その他  
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

### 山口県告示第二百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口警察署庁舎機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県山口警察署庁舎機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷下東四丁目三二八一番地五
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄骨鉄筋コンクリート造 地上四階建 延べ面積 六、一七二平方メートル	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式 ガス設備工事一式

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規

- 定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十八年九月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

### (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

### (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十月三日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

### (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十月十九日までに発送する。

### 四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。